

水戸地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日 時

令和3年11月1日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

阿部重典，荒井英明，伊藤哲司，海老原健，大木光子，小川賢司，加藤祐一，神谷雄一郎，鈴木健秀，田中記代美，田中文弥，廣澤諭，松本利幸（委員長），守田智保子（五十音順 敬称略）

（事務担当者等）

岸英範民事首席書記官，高田浩志刑事首席書記官，小松且昌事務局長，下川由美子事務局次長，佐藤雅人総務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（伊藤委員，鈴木委員，守田委員，松本委員）

(2) 委員長の互選

委員の互選により，松本委員を委員長として選任

(3) 第36回委員会（令和3年6月7日実施，テーマ「民事訴訟手続のIT化について」）において委員から出された意見に基づいて裁判所が取り組んだ状況の報告

(4) 本日のテーマ「障害者配慮について」

ア 総務課長から，裁判所における障害者配慮の概要について説明

イ 民事首席書記官から，民事部における障害者配慮の実例について説明

ウ 裁判員法廷（210号法廷）において，裁判員調整官から，刑事部

における障害者配慮の実例と裁判所における視覚・聴覚障害者用補助具等の説明

(5) テーマについて意見交換をした概要（●委員長，○委員，□事務担当者等）

- 裁判所における障害者対応についての説明，法廷での視覚・聴覚障害者用補助具等の説明や実例紹介に対しての質問，あるいは全体的な印象・感想等を伺いたいのですが，いかがでしょうか。
- 非常に細かなところまで行き届いた対応をされているという印象を受けました。取組を開始した平成28年以降，うまくいかなかったケースなどがあればその事例もお聞かせください。
- 当庁の事例という訳ではありませんが，ある事件の当事者で聴覚に障害のある方が来庁した際，事件部の職員がコミュニケーションをうまくとれず，配慮を希望している当事者の意図をうまく汲み取れなかったという事例がありました。

この例では，事件部の職員だけで対応するのではなく，事務局を含めて庁として対応しなければならなかったと思いますが，事件部と事務局との連携の意識が足りなかった事例だったと聞いています。

- どういう障害をお持ちで，どういうことを要望されるのかという情報収集と共に，裁判所の中でも事件部と事務局との連携等については，常に注意を促し，取り組んでいるところです。
- 裁判所の進化を感じました。ありがとうございました。

いくつか思うことがあります。ピクトグラムの説明の中で，庁舎内においてもいろいろな配慮がされているという話がありましたが，ピクトグラムでは視覚障害者にとってはなかなか分かりにくく，利用しにくいという印象があります。何か音声対応をするか，職員が積極的に声を掛けてあげるなどの工夫が必要であると思いました。裁判所は，役所の中

でも静かな役所の一つだと思うので、視覚障害のある方には、不安の大きい場所なのではないかと思います。音声で案内されているのは、エレベーターぐらいではないかと思いますので、何か工夫があると良いと思いました。

私は、土浦支部で、裁判員裁判ではない刑事事件を担当することが多いですが、被告人の高齢化が進んでおり、裁判所の補聴器を借りることが多くあります。土浦支部では、耳に当てる形の補聴器を借りますが、実際に現場で使ってみるとうまく使えないことも多く、結局法曹三者が大声を張り上げて裁判をしなければならない場面もかなりの割合であるという印象です。せつかくある機器類の日頃のメンテナンスとか、実際に利用するときの説明などの配慮がもう少し行き届くと、もっと便利に使えて良いと思います。

また、土浦支部には、車いすの弁護士がおりますので、話を聞いてみましたが、以前に比べて、車いすの人に対する配慮が行き届いて来たとのことであり、傍聴席の中にも車いすで入ることができるような場所を作ってもらえたそうです。さらに、傍聴席から当事者席に入るときへの入口は、バネになっており、跳ね返りがあるので、通行時の安全性を危惧していたそうですが、以前よりも入口が広く改善されているという話も聞いています。

裁判所がそうとは聞いていませんが、知的障害の施設の方々に話を聞くと、役所に行ったときに、冷たい目で見られることが多いので、最初に声を掛けてもらう時には、明るい声で、声掛けをして欲しいという話をしていたので、この機会にお伝えしたいです。

- いろいろ御指摘をありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。今御指摘いただいた点について、裁判所の方から、申し上げる点はありますか。

- 先ほどの傍聴席から当事者席への入口の問題については、車いすでも入りやすい別の入口から入ることを検討した事例もあるようです。
- こういう機会を設けていただけるのはありがたいです。裁判所の方でも、きめ細かく配慮をしているということがわかりました。こういったことについては、当事者の視点から見た検証が必ず必要だと思いますが、そういった検証はされているのでしょうか。また、障害にも様々なものがありますが、一見障害があると見えない方の対応をどのように考えているのでしょうか。
- まず、検証という点ですが、先ほどの説明にあったように、今まで対応してきている中で、当事者の反応としては、特段御不満や苦情がなかったということですが、他に何かありますか。
- 障害のある裁判員の場合には、何度もやり取りをさせてもらい、実際にどのように聞こえるかとか、どのように話してもらえば良いのか等を確認しています。また、法廷に手話通訳が入る場合には、手話通訳の立つ位置が重要であるため、事前に何度も打合せをしてベストな形で対応できるように心掛けています。
- 一見障害があると見えない方の対応については、事前情報がある場合には、事前情報に基づいて対応すれば良いということになると思いますが、そうでない場合の対応について、経験のある方はいますか。
- 発達障害の方については、職員に専門的な知識があるわけではないですが、研修の機会などで、職員に知見を付与して、ノウハウを蓄積する努力はしているところです。具体的なやり取りの中で、一見障害があるか分からない方について、障害があるかどうかを引き出したという事例はありません。
- 私たちも、消費生活センターで、相談・対応を行っていますが、見せていただいたような補助器具が充実しているわけではありません。ほと

んどが電話による相談ですが、聴覚に障害がある方については、メールや手紙での相談、筆談による相談も受け付けており、ホームページでも案内しています。また、信頼できる手話通訳の方と一緒に相談してもよい旨も案内しています。トラブルの詳細は、本人から聞くというのが原則にはなっていますが、高齢者の方や本人からの説明が難しい場合には、介護や見守りをされている方からの相談も受け付けています。

私たちが勤務しているのは、合同庁舎で、庁舎の1階、2階及び最上階には、車いす対応のトイレがありました。以前私が勤務していたフロアには車いす対応のトイレがありませんでした。車いすの職員が転勤してきた際に、庁舎内には車いす対応トイレがあるので大丈夫かなと思っていましたが、後から本人からヒアリングをすると、実は、エレベーターに乗ってトイレに行くのがかなり大変であり時間も掛かるということを知り、もっと早く気付いてあげれば良かったという思いをいたしました。

早速、庁舎管理者に要望して車いす対応のトイレを増設してもらいましたが、来庁される方ばかりでなく、雇用している障害者の職員の声も参考に対応を考えていければ良いのではないかと感じています。

ピクトグラムについても、丁寧に案内されており、分かりやすい配慮だと感じ、自分のところでも参考にできないかなと感じました。

- 金融機関でも、様々な障害者の対応をしていますが、情報化の進展に伴い、新たな問題も発生してきています。金融機関では、本人確認をする際に、音声でしか分からないあるいは目で見ないと分からない方の対応をする場合に、どうしたら良いのかという問題があります。障害者の対応をどうしていくのかという点を考えた上で、新しい仕組みを入れていく必要があります。新しい機器がどんどん入って来ますが、やはりハード面のみで対応するというのは、限界があると思います。実際に対応する人間がどうなのかという点が一番大切であり、金融機関でも、マ

ニュアル等を通じた指導を行っています。この点裁判所では、全職員を対象に研修や指導を行っているのか、又は専門の部署がありノウハウを蓄積しているのか教えてください。

近年、金融機関では、障害者対応に加えて、ジェロントロジーと言われる高齢化問題、とりわけ認知機能の低下に対する対応を拡充しています。

□ 先ほど、民事部・刑事部から説明をさせていただきましたが、それぞれの部署での情報は地裁内で共有しており、水戸地方裁判所と水戸家庭裁判所、さらには他の裁判所の事例についても共有しています。

また、研修などを通じて職員への啓発等も行っているところです。

○ 大学に関しては、私が担当していた科目を履修していた学生に聴覚障害の方がいましたが、その方の場合は、隣にノートテイクを配置して授業を受講させて、ノートテイクされてパソコンで表示されたデータを使って勉強していました。

大学には聴覚・視覚障害であるとか、学習障害であるとか、精神的に困難を抱えている学生もいるので、DACセンターというものが設置されていて、専門家を配置し、そこで障害のある学生に関してどのような配慮が必要か、個々人に応じてどういった合理的な配慮が必要なのか個別に検討して対応しています。

教員も研修を受け、障害のある学生に対してどのような対応をしたら良いのか、また障害のない学生との間で不公平感が生じないようにするにはどのようにしたら良いか考えながらやっています。

○ 障害のある学生の隣でボランティアの学生がメモを取るということはあります。コロナの影響で1年以上にわたりオンラインの授業が増えました。後半の方の講義は録画したものを見ていただいたのですが、ある時、その講義を受講していた障害のある学生から、録画受講の方式になってノートがとれなくなったと言われました。私の配慮が足りなかった

事例にはなりますが，そんなケースがありました。

また大学の方で対応が求められるケースとして，入試の時の対応があります。大学入学共通テストにはどのような受験生が来るのか分からない状態です。大体今ぐらいの時期に障害のある受験生等から対応可能かどうかの問い合わせが来ます。こちらも知識がない場合も多いので，新たに学ばなければなりませんし，個室受験や受験時間の延長といった配慮を含め，できる限り差別がないように対応しています。

○ NHKの字幕放送の現状について御紹介いたします。

私はディレクター出身ですが，事前に完成版ができている番組などは20年くらい前から字幕放送の取り組みを行っています。番組の完成台本ができると，字幕を担当する部署に送って，事前に字幕を作って放送することができますが，今一番課題と考えているのが，ニュース等の速報性がある番組の字幕作成をどのようにするかです。一番難しいことは，英語はアルファベットですべて表記できるのところ，日本語は音声を文字にするとひらがな，カタカナ，漢字，場合によっては和製英語も入ってくるので，その変換作業を機械で行うことです。いろいろとソフトウェアの開発をしていますが，なかなか完成には至っていないのが現状です。話している人の滑舌にも左右されるので，正確に発音すると正確に文字が起こせるが，そうでないとなかなか難しいです。例えば災害報道における字幕で誤変換があったために不測の事態が起こってはいけないので，現状ニュースで出しているものは，かなりの人数をかけて事前にチェックをして出すという人海戦術でやっているところがあります。地方局ではチェックのための専門家人員が割けない上，ニュース，報道において字幕を自動生成する仕組みがなく，今後精度の高いソフト等を開発していくという課題と，聴覚障害の方は，文字で見たいという要請があるので，何とかしなければならないという課題があります。

- 保護観察所では障害を持った対象者と関わることは多いですが、発達障害者の対応における課題が多かったです。平成28年度の水戸保護観察所職員研修で、筑波大の先生に2日に分けて発達障害について説明していただきました。その中で保護観察などにおいて問題が残るのはどのようなケースか、またこのような対応をすると難しいとか、御説明していただいたので、助かりました。

裁判が終わった後に私たち保護観察所が関わりますので、できれば裁判所における対応の情報が私たちに伝わるように書類に記入していただくと後がとてもやりやすいと思います。具体的にはこういう対応は良かったけど、これは難しいかもしれませんという文章が入ると助かります。

- 今日は委員の皆さんから貴重な御意見をいただくことができました。今回いただいた意見に関しては、今後、利用しやすい司法サービスの提供に活かしていきたいと考えております。

5 次回のテーマ

「犯罪被害者の保護に配慮した刑事公判手続の運用について」

6 次回の開催期日

令和4年6月20日（月）午後1時30分から午後3時30分まで